

令和6年11月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日立市長 小川 春樹

市町村名 (市町村コード)	日立市 (202)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊師 (楡形村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、水稲と露地野菜中心の栽培が行われており、直売所へ出荷する生産者が多い。基盤整備事業により集積・集約が進んでいる。一方で、高齢化や担い手不足が課題であり、持続的に農地利用を図るため、担い手への集積・集約を図るとともに、新たな担い手の確保が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:23人

主な作物:水稲、露地野菜、肥育牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主食用米、飼料用米を中心に栽培を行う。
- ・また、WCS等の飼料用作物のブロックローテーションも検討する。
- ・農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を推進する。
- ・貸し出し意向があった農地は、地域の中心経営体とのマッチングを図る。
- ・地区内の中心経営体へ農地を集積・集約することを基本とするが、地権者の意向を踏まえながら、市内外から多様な経営体等の誘致についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	187 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域に属さない農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作者にこだわらない案件については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在進めている事業について、完了後の施設維持管理等の方針について伊師土地改良区と検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望者については、新規就農や経営規模の大小、個人法人の別にかかわらず、常陸太田地域農業改良普及センターや、JA常陸と連携し、相談から定着に向けたフォローを随時進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲病虫害防除作業については、JA常陸が一括して実施し、市は費用の一部を負担する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業については、導入費用に対する効果などの検証を行い、導入の検討を行う。
 ⑦中心経営体が耕作できない農地の管理については、多面的機能支払交付金の活用により、地域による維持管理を推進する。